

財団法人ちば国際コンベンションビューローホームページバナー広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、財団法人ちば国際コンベンションビューロー広告掲載方針に定めるもののほか、財団法人ちば国際コンベンションビューロー（以下「財団」という。）のホームページ（以下「財団ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 財団ホームページ 財団が管理するホームページで、<http://www.ccb.or.jp>で始まるものをいう
- (2) バナー広告 広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の社名、団体名等を識別可能な文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう

(広告の種類)

第3条 財団ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 掲載可能な広告の範囲、広告を掲載することができる業種及び事業者の範囲は、広告掲載方針第3条及び第4条の規定による。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦48ピクセル 横173ピクセル
- (2) 形式 GIF89a JPEG
- (3) データ容量 15KB以下
- (4) その他 アニメーション採用の際は、視覚への負担に配慮し、光感受性発作を誘発しないようにすること（ループ3回まで）

2 前項に定める規格と異なる場合は、別に定める。

(広告掲載場所及び枠数等)

第6条 広告を掲載する場所及び広告の枠数は次のとおりとする。

- (1) トップページ (<http://www.ccb.or.jp/index.html>) 4枠
- (2) コンベンションページ (<http://www.ccb.or.jp/convention/index.html>) 5枠
- (3) 英語トップページ (<http://www.ccb.or.jp/e/index.shtml>) 4枠

2 前項に規定する場所における広告の位置については、会長が決定する。

(広告の掲載期間)

- 第7条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とする。
- 2 広告の掲載を開始する日及び終了する日は、会長が決定する。

(広告掲載料)

- 第8条 広告掲載料は、月額10,000円とする。
- 2 正会員については、次のとおり広告掲載料の割引を行うものとする。
- (1) 会費1口の正会員 20%割引
 - (2) 会費2口以上の正会員 50%割引
- 3 会長が特に必要と認める場合には、前2項の規定にかかわらず、別段の定めをすることができる。

(広告掲載希望者の募集)

- 第9条 広告掲載希望者の募集は、必要に応じて、財団ホームページ又は財団の広報印刷物で公募することができる。

(広告掲載の申し込み)

- 第10条 広告掲載希望者は、バナー広告掲載申込書(様式第1号)により、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールであらかじめ申請しなければならない。

(広告掲載の決定)

- 第11条 広告掲載の可否については、会長が決定する。
- 2 会長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、バナー広告掲載決定通知書(様式第2号)又はバナー広告非掲載決定通知書(様式第3号)により、広告掲載希望者に通知する。
- 3 広告希望者が第6条に規定する枠数を超えたときは、次の順位で会長が決定する。なお、同順位のものの中では掲載希望月数が多いものを優先することができる。
- (1) 財団の正会員であるもの
 - (2) 財団の事業に利点があると判断されるもの
 - (3) 千葉県内に事業所を有するもの

(広告掲載の内容の承諾)

- 第12条 バナー広告掲載決定通知書を受けた者は、同決定通知書に記載された掲載条件並びに広告掲載方針及びこの要領に規定された事項に同意の上、バナー広告掲載承諾書(様式第4号)を会長に提出する。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第13条 広告原稿(バナー画像データ)は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。
- 2 広告主は、広告原稿を会長が指定する期日までに、電子データで提出するものとする。

(広告の内容、デザイン等の審査及び協議)

第14条 広告の内容、デザイン等については、財団ホームページの社会的な信用、安全性等を損なうことのないよう、広告主と財団ホームページ担当者が随時協議する。

(広告の内容等の変更要求)

第15条 会長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が各種法令等に違反している、若しくはそのおそれがある、又は広告掲載方針若しくはこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第16条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、直ちに広告の掲載を取消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
 - (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
 - (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
 - (4) 広告主の事業活動、広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が各種法令等に違反している、若しくはそのおそれがある、又は広告掲載方針若しくはこの要領に抵触するときで、前条の規定によっても解消できないとき
- 2 前項の規定により広告の掲載を取消した場合は、入金済みの広告掲載料は返還しない。
- 3 第1項の規定により広告の掲載を取消した場合は、財団は広告主に対して一切の補償を行わないものとする。

(リンク先の変更)

第17条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更の1週間前までに財団ホームページ担当者に連絡するものとする。

(広告掲載の取下げ)

- 第18条** 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取下げることができるものとする。
- 2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取下げるときは、書面等により会長あて申し出なければならない。
- 3 第1項の規定によりバナー広告の掲載が取下げられた場合は、入金済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

- 第19条** 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取消したときは、入金済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、入金済額のうち掲載決定期間の残りの

月数に応じた額とする。ただし、1か月に満たない期間については、歴日数による日割計算により円未満を切り捨てた額を返還するものとする。

3 前2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第20条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害しないこと、及び広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、会長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関して損害を被ったという請求が財団に対してなされた場合は、広告主が一切の責任を負うものとし、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(裁判管轄)

第21条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、財団の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、広告委員会が審議し、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。